

「別記」 嘆願書

- 一、渥美善忠、臨時雇ヲ取消シ即時本職ニシテ後來通員タルヲ支給セラレ
- 夕シ (辭令ハ未タ發セヌ)
- 二、上務課ニ於ケル進歩ハ從來通支給セラレタリ
- 三、上務課當直ニ對シ時間外作業ハ從來通増歩ヲ支給セラレタリ
- 四、少年車掌ハ即時本雇トシ規程ノ初任給ヲ支給セラレタリ (江谷一四六十銭)
- 五、朝夕混雜時ハ從來通小松川線シ三十五分運轉ニサレタリ

昭和五年十月一日

坂東電鉄後業員組合 一同

坂東電鉄株式會社御中

5.10.8
1706

券紙第三五二六號

昭和五年十月一日

警視總監

丸山鶴吉

内 藏 官 殿
 會 務 課 長 官 殿
 名 原 啓 長 官 殿

(附傳帖)

坂東電鉄株式會社御中

本會員等は、公債の發行に際して、政府に對して、
 一、公債の發行に際して、政府に對して、
 二、公債の發行に際して、政府に對して、
 三、公債の發行に際して、政府に對して、
 四、公債の發行に際して、政府に對して、
 五、公債の發行に際して、政府に對して、